

# 小山市議会 災害対応計画



令和元年東日本台風により増水した思川

令和2年2月

小山市議会

## 目 次

1	計画策定の目的	1 P
2	対象とする災害	1 P
3	議員の安否報告	2 P
4	情報収集・提供	2 P
5	災害発生時・発生後の議会運営等	4 P
6	議員の行動	5 P
7	議会事務局職員の行動	5 P
8	その他	6 P
別紙 1	議員安否 FAX 報告票	7 P
別紙 2	災害情報 FAX 連絡票	8 P
別紙 3	小山市議会災害対応計画 議員携帯カード	9 P

### 【参考資料】

▶災害発生後の主な行動（フロー図）	11 P
-------------------	------

## 1 計画策定の目的

市議会は、大規模災害発生時においては、二元代表制の趣旨に基づき、議事機関・議決機関及び住民を代表する機関として、市民の安全確保と災害対応・復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行う必要がある。

そのため、大規模災害が発生した場合において、市議会としての機能を適正に果たすとともに、小山市災害対策本部（以下「市災对本部」という。）が初動体制や応急対応に専念できるよう、本計画を定めるものである。

なお、市議会が自らの役割である監視・牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要であることから、市議会と市執行部はそれぞれの役割を踏まえ、災害情報の共有等の協力・連携体制を整え、災害対応に当たることとする。

## 2 対象とする災害

本計画の適用対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、災害発生時において議会の果たすべき役割や行動が、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完するものであることから、「小山市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）に基づき、市災对本部の設置基準に示された災害の状況を準用することとする。

【小山市地域防災計画における災害対策本部の設置基準】

災害種別	災害の状況
風水害等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別警報が発令されたとき</li><li>・ 避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li><li>・ 災害救助法の適用基準に該当する程度の大規模災害が発生したとき、又は内水被害が発生したとき</li></ul>
震災	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市内に最大震度 5 強以上の地震が発生したとき</li><li>・ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき</li><li>・ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき</li></ul>

（続 く）

原子力 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災管理者から県を通じて、原災法第 15 条第 1 項に定める通報があったとき</li> <li>・近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で 500 <math>\mu</math> Sv/h 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2 地点以上の又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る）</li> <li>・原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき</li> <li>・その他、市長が必要と認めたとき</li> </ul>
------------	--

### 3 議員の安否報告

各議員は、対象災害が発生した場合は、議会事務局から各自のタブレット端末あてに配信される「議員安否報告フォーム」により、自身の安否等について、速やかに議会事務局に報告することとする。

「議員安否報告フォーム」による報告ができない場合は、適宜、FAX（別紙 1「議員安否 FAX 報告票」）、メール、電話等の方法により報告する。

なお、「議員安否報告フォーム」での報告ができない場合の報告事項は下記のとおりとし、上記「議員安否 FAX 報告票」の内容を参照の上、報告する。

- |                 |                |            |
|-----------------|----------------|------------|
| ①議員氏名           | ②安否の状況(本人及び家族) | ③現在の居所     |
| ④居宅の被害状況(わかる場合) | ⑤参集の可否         | ⑥参集可能な時期   |
| ⑦連絡先・連絡方法       | ⑧地域の被災状況       | ⑨その他（特記事項） |

### 4 情報収集・提供

#### (1) 小山市議会災害対策支援本部の設置等

##### ア 設置等

議長は、対象災害が発生した場合、災害の初動段階から議会の機能を的確に維持・発揮するため、市災対本部等が設置された場合は、速やかに小山市議会災害対策支援本部（以下「議会災対本部」という。）を設置し、議員及び市災対本部にその旨を通知することとする。

議会災対本部の本部長には議長をもって充て、副本部長には副議長をもって充てる。

本部員は議長、副議長以外の全議員とする。

## イ 役割

議会災対本部は、市災対本部または執行部（以下「市災対本部等」という。）の活動を側面から支援するために、市災対本部等からの災害関連情報や各議員からの情報・要望等を一元的に集約・管理し、各議員に適宜、必要な情報を提供するとともに、議会内で集約した情報・要望等を市災対本部等に伝達することとする。

## ウ 小山市議会災害対策支援本部連絡会議

本部長は、災害関連情報及び要望等並びに災害発生時の議会運営等に関して調整を行うため、必要に応じ小山市議会災害対策支援本部連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

連絡会議の構成員は、議会運営委員会委員とする。

なお、本部長が必要と判断した場合には、構成員以外の議員を連絡会議に召集することができることとする。

## エ その他

議会災対本部に関する事務は、議会事務局が行う。

その他、議会災対本部に関し必要な事項は、別途議長が定める。

## (2) 情報収集

議会災対本部は、市災対本部等から提供される各種の災害関連情報及び市災対本部等に対する要望等を一元的に集約・管理することとし、各議員は、市災対本部等と直接やり取りを行わないこととする（人命救助に関する要望等、緊急を要する場合を除く）。

各議員は、地域における災害関連情報を積極的に収集し、議会事務局から各自のタブレット端末あてに配信される「災害情報連絡フォーム」、またはFAX（別紙2「災害情報 FAX 連絡票」）、メール、電話等の方法により議会災対本部に情報提供することに努める。

また、災害の状況について、具体的に把握するための一助として、タブレット端末等を活用して撮影した写真等を、写真添付メールで、議会災対本部に送信するなどの方法も活用する。

また、市災対本部に対する要望等についても、議会災対本部に提出することとする。

### (3) 情報提供

議会災対本部は、1日2回（午前・午後）を基本として、収集した災害関連情報等を各議員にメール等により提供する。

また、各議員から寄せられた災害関連情報や、市災対本部等に対する要望等は、議会災対本部において集約し、市災対本部等に伝達することとする。

## 5 災害発生時・発生後の議会運営等

### (1) 災害発生時の議会運営等

ア 本会議または委員会等の会議中（以下「会議中」という。）に対象災害等が発生した場合には、議長または委員長は、会議を暫時休憩等とする。

イ 会議中に対象災害等が発生した場合には、議長または委員長の指示により、議会事務局は、会議出席者及び傍聴人等の安否確認・避難誘導、議会フロア内の被害状況調査等を行う。

ウ 会議中に対象災害等が発生した場合には、災害の状況について、可能な範囲で適宜、執行部または議会事務局から議員あてに情報提供するよう努める。

なお、不在の議員に対しては、メール等により情報提供する。

### (2) 災害発生後の議会運営等

災害発生後の議会運営については、連絡会議において協議することとする。

なお、連絡会議は、主に次の事項について調整を行うこととする。

- ① 会議日程の変更に関する事項
- ② 災害対応に係る臨時会に関する事項
- ③ 現地調査に関する事項
- ④ 要望等に関する事項
- ⑤ その他必要と認める事項

## 6 議員の行動

災害が発生した場合においては、各議員は、以下のとおり行動することを基本とする。

- (1) 対象災害が発生した場合は、「3 議員の安否報告」の方法により、自身の安否等について速やかに議会事務局に報告する。
- (2) 議長や会派から登庁要請があるまでは、地元で待機し、地域の災害関連情報の収集や、自身の安全を確保した上で、救助・救済活動等の実施に努める。
- (3) 連絡会議が招集された場合は、構成員等は速やかに登庁する。
- (4) 議員間で共有すべき情報や市災対本部等に伝達すべき情報については、人命救助の要請等の緊急を要する場合を除き、「4 情報収集・提供 (2) 情報収集」の方法により、議会災対本部あてに提供する。
- (5) 議会災対本部との連絡手段及び議会フロアまでの登庁手段の確保に努める。
- (6) 市庁舎周辺での水・食料等の確保が難しい場合も想定されることから、登庁要請に基づき登庁する際は、水・食料等は各自、持参する。
- (7) 災害発生時に適切かつ速やかに行動できるよう、災害発生直後の行動等を記載した「議員携帯カード」(別紙3)を常時携帯する。
- (8) 平時から地域の防災に係る情報の把握に努めるとともに、訓練等にも積極的に参加し、防災意識の向上に努める。

## 7 議会事務局職員の行動

災害が発生した場合においては、議会事務局職員は、以下のとおり行動することを基本とする。

- (1) 市防災計画に定められた職員の配備基準の内、第2次警戒体制以上の動員配備が実施された場合は、第2次警戒体制(市災害警戒本部)においては、議会事務局長・議事課長・庶務係長がその担任業務に当たることとし、また、非常体制(市災対本部)においては、事務局の全職員がその担任業務に当たる。
- (2) (1)の第2次警戒体制(市災害警戒本部)以上のレベルの動員配備においては、市防災計画に基づき、議会事務局長は災害対策本部員、庶務係長は本部連絡員、議事課長は自席待機要員としての担任業務に当たる。
- (3) (1)の非常体制(市災対本部)の動員配備においては、市防災計画に基づき、事務局職員(議会事務局長、議事課長及び庶務係長を除く)は、協力部として、

①議員との連絡調整に関すること、②他の部の応援協力に関すること、の2つの任務分担に当たる。

- (4) 第2次警戒体制（災害警戒本部）においては、動員配備職員は、災害警戒本部で収集された災害関連情報について、議員への情報提供に努める。
- (5) 非常体制（市災対本部）においては、事務局職員は、他の部の応援協力の任務に従事する職員を除き、議会災対本部に係る業務に従事し、市災対本部と議会災対本部との連絡調整を図る。

## 8 その他

年1回程度、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化等を勘案し、本計画の内容は随時見直しを図ることとする。

なお、本計画の実施にあたり必要な事項について、計画書中に記載の無いものは別途定める。

## 附 則

この計画は、令和2年2月21日から適用する。



## 議員安否 F A X 報告票

小山市議会災害対策支援本部事務局 使用欄

議員氏名		確認日時	年	月	日	時	分	確認者名
安否の状況	本人	被災あり ⇒ 重体 ・ 重症 ・ 軽傷 その他・詳細 ( ) 被災なし						
	家族	被災あり ⇒ 配偶者 ・ 子ども ・ その他 ( ) 被災なし						
現在の居所	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 自宅</li> <li>▪ 市内 ( )</li> <li>▪ 市外 ( )</li> </ul>							
(居宅の被害状況) わかる場合	被害あり ⇒ 全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 床下浸水 ・ 床上浸水 その他 ( ) 被害なし							
可参集否の	可 ・ 否	参集可能な時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ いつでも参集可</li> <li>▪ ( ) 頃参集可</li> </ul>					
連絡方法・	※議員と直接連絡が取れない場合は、家族等の連絡先を記入すること 本人 ・ その他 (続柄： / 氏名： ) 連絡先 ( )							
被災地域の状況	※議員が把握している範囲の状況について、記入すること							
その他	※特筆すべき事項があれば記入すること							

## 災害情報 F A X 連絡票

議員氏名 (報告者)		報告日時	年	月	日	報告者 連絡先	
---------------	--	------	---	---	---	------------	--

発生の概要	発生場所 (地域)	自治会名				発生日時	年	月	日	
		住所					時	分		
※ 地震・水害等の状況を記入										
(わかる場合) 被害の状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部損壊	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
	※ 道路・水道・電気・法面等、生活インフラ及び公共物の被害状況を記入									
避難状況	※ 避難の状況、避難所の状況等を記入									
	市民の									
ニーズの	※ 地域におけるニーズを記入（特に緊急を要する事項）									
	市民の									

小山市議会災害対策支援本部事務局 使用欄

受信者 氏名		受信日時	年	月	日	受信No.	第	号
-----------	--	------	---	---	---	-------	---	---

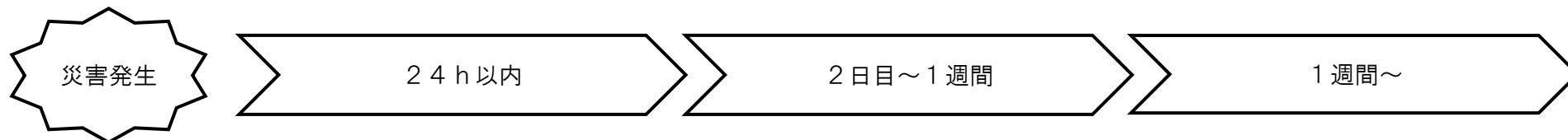
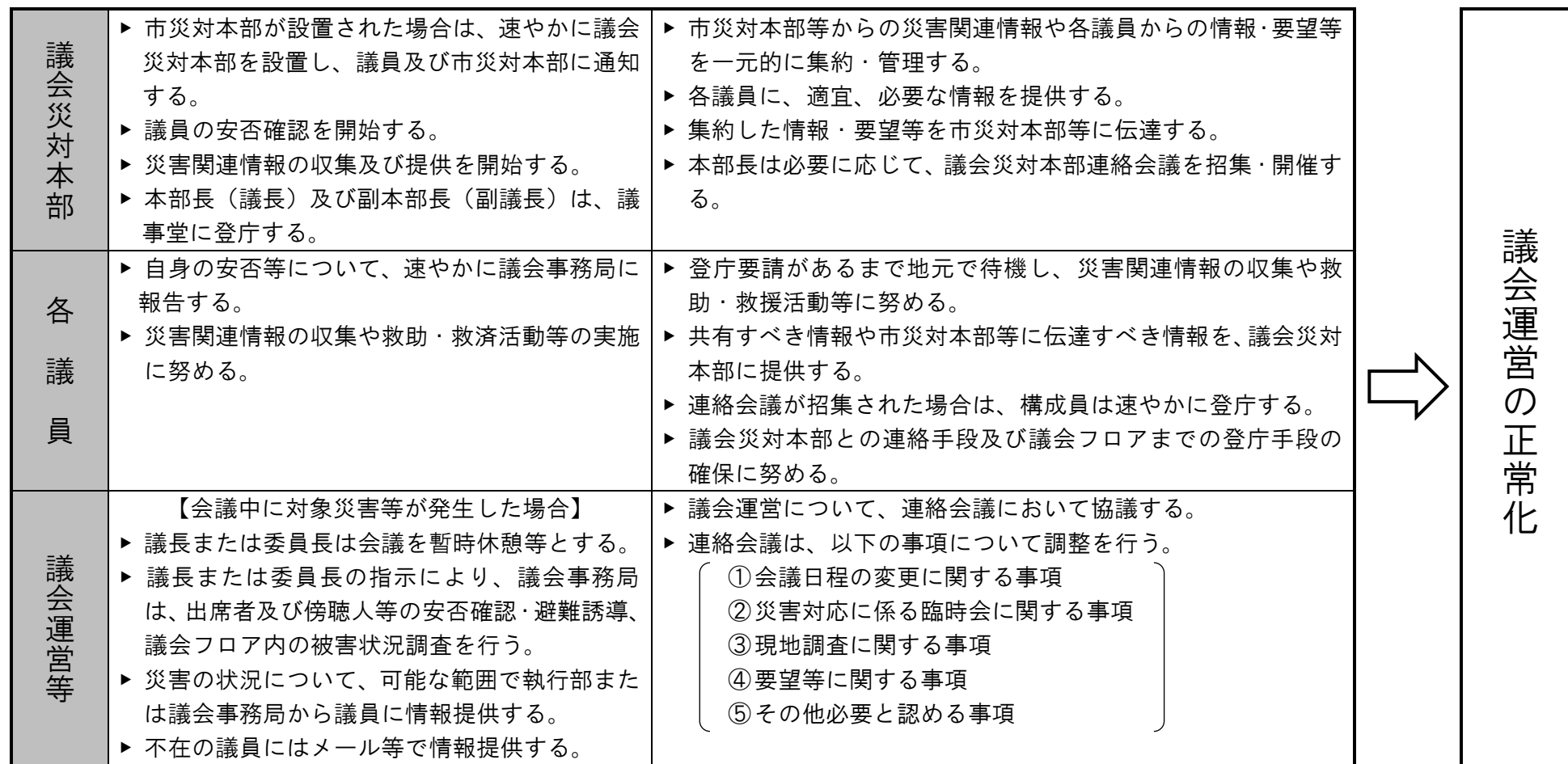
小山市議会災害対応計画 議員携帯カード

<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><b>小山市議会災害対応計画 議員携帯カード</b></p> <p style="text-align: center;"><b>計画対象災害発生時の議員の行動</b></p> <p>① 自身の安否等を事務局に報告する          ▶【報告事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員氏名 ・安否の状況(本人・家族)</li> <li>・現在の居所 ・居宅の被害状況</li> <li>・参集の可否 ・参集可能な時期</li> <li>・連絡先・連絡方法 ・地域の被災状況</li> <li>・その他(特記事項)</li> </ul> </div> <p>② 登庁要請があるまでは、地元で待機し、災害関連情報の収集や救助・救済活動等に努める</p> <p>③ 議会災対本部連絡会議が招集された場合は、構成員(議運委員)等は速やかに登庁する          (次ページに続く)</p>	<p>(1P)</p> <p>④ 共有すべき情報や市災対本部等に伝達すべき情報は、原則、議会災対本部に提供する(市災対本部には直接連絡しない)</p> <p>⑤ 議会災対本部との連絡手段及び議会フロアまでの登庁手段の確保に努める</p> <p>⑥ 登庁要請に基づき登庁する際は、水・飲料等は各自、持参する。</p> <p style="text-align: center;"><b>連絡先(議会災対本部事務局)</b></p> <p>▶ メール          (代表アドレス) o.gikai.city.oyama@gmail.com</p> <p>▶ 電話          (庶務係) 0285-22-9462          (議事調査係) 0285-22-9463・9464          (議事課長) 0285-22-9461</p> <p>▶ FAX          (事務局) 0285-24-0304</p>
<p>(2P)</p> <p style="text-align: center;"><b>市議会災害対応計画の対象とする災害</b>          ▶市災対本部設置基準における災害の状況</p> <p>① 風水害等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発令された時</li> <li>・避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時</li> <li>・災害救助法適用基準に該当する程度の大規模災害が発生した時、又は内水被害が発生した時</li> </ul> <p>② 震災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度5強以上の地震が発生した時</li> <li>・大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認める時</li> <li>・災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で、市長が必要と認める時</li> </ul> <p>(次ページに続く)</p>	<p>(3P)</p> <p>③ 原子力災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災管理者から県を通じて、原災法第15条第1項に定める通報があった時</li> <li>・近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で500<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明した時(2地点以上の又は10分間以上継続して検出された場合に限る)</li> <li>・原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある時</li> <li>・その他、市長が必要と認められた時</li> </ul>

※ 本カードは紙及び電子データで各議員に配布し、議員は紙カード又は電子データを常に携帯することとする。

## 【参考資料】

## 災害発生後の主な行動（フロー図）



※ 時間軸はあくまで目安であり、災害の種類や規模等により変化する。